## 善監委告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定に基づき公表します。

平成 23 年 11 月 14 日

善通寺市監査委員 藤岡 博文

善通寺市監査委員 林野 忠弘

平成23年度定期監査の結果について(前期分)

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項及び第 10 項の規定に基づき次のとおり報告する。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定に基づき、その旨を 通知されたい。

記

# 1 監査内容

平成23年4月1日から平成23年8月31日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則してなされているかについて監査した。

なお、農林水道部水道課については、平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までの期間 を対象とした。

## 2 監査の対象

部 局 名	課 名 等
市民部	未来クルパーク 21、隣保館、東原児童館、高橋会館
健康福祉部	保育所(善通寺・竜川・青葉・吉原)
消防本部	総務課、予防課
	教育総務課
	東中学校、西中学校
教育委員会	小学校(中央・東部・西部・南部・竜川・与北・筆岡・吉原)
事 務 局	幼稚園(中央・東部・西部・南部・竜川・与北・筆岡・吉原)
	生涯学習課(郷土館・公民館)
	学校給食センター・市民会館・図書館
農林水道部	水道課

## 3 監査の期間

平成23年10月5日(水)から平成23年10月14日(金)まで

#### 4 監査の方法

今回の監査は、定期監査であるので、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての合法性、正確性、効率性等に主眼を置き、行政監査的観点も加味して実施した。

監査に当たっては、対象部課から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに説明を聴取して 実施した。

なお、個々の出納については、毎月の例月出納検査において検査しているので省略した。

### 5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合 等により監査したところ、全般的に概ね適正であった。

比較的軽易な事項については、その都度関係各課に注意を行い、記載を省略しているが、改善 検討を要する事項は次のとおりである。

今後とも一層、厳正かつ適正な事務事業の執行に留意されたい。

## 個別的事項

#### (教育総務課)

教育講演会の報償費(講師謝礼)が昨年度に引き続き、未執行である。適正な予算執行を行う観点からも、その開催について検討されたい。

今年度の図書費は、幼稚園・小学校・中学校の図書費が約475万円ほど予算化され、昨年度より大幅な増加となっている。一方、8月31日現在の執行率は4%~13%であった。児童、生徒への環境整備を速やかに充実させ、より一層の利用を図るためにも学校間の連携はもとより、児童、生徒からの要望や保護者からの要望にも対応し、早急な実施を検討されたい。

南部小学校のスクールバスは、遠距離通学の児童のために運行され、児童及び保護者から喜ばれているところである。一方、運転者及び運行管理者の規範となるべき規則が整備されていないので検討されたい。

### (小学校・中学校・幼稚園)

小学校・中学校・幼稚園において、夏の台風、大雨により、施設等の雨漏れ箇所が発生している。限られた予算で修繕も逐次なされてはいるが、子ども達が安全な学校生活を送れるように修繕計画を策定し、危険箇所から対処されることを検討されたい。

また、避難器具の一つである救命袋が使用できない状況の学校があったので、火災等の発生 による生徒達の被害を少なくするためにも、避難器具等の総点検を実施し、不具合がある器具 については、早急に対策を講じるよう検討されたい。

## (生涯学習課)

社会教育委員の報酬が昨年度に引き続き、未執行である。社会教育委員は善通寺市社会教育委員の会議に関する規則に規定されているように年2回の定例会を義務づけられている。また、社会教育委員は、教育委員会の諮問に応じて、社会教育に関する事項について調査・審議して答申するだけでなく、自主的に研究を重ねて教育委員会に意見を述べる立場でもある。このような観点から、社会教育委員の会議が定期的に開催されるよう検討されたい。

## (市民会館)

市民会館及び図書館の利用に自動車による来館者が増加している。一方、当施設を利用しない市民の駐車も増加し、駐車場の満車状態がよく見受けられる。

市民会館は、少ない職員数で駐車場管理に努力をされているが、不法駐車への対応に苦慮しているのも事実である。

そこで、市民を駐車場でのトラブルから避けるためにも、駐車場の適切な管理ができるような対策を検討されたい。

## (学校給食センター)

付属設備の老朽化対策については、第 5 次善通寺市総合計画の基本施策において、施設の立替えを進めるとのことである。

しかし、中核的な設備である熱交換器は劣化が進み、その寿命が5~10年とのことである。更に、この熱交換器が故障した場合、修繕が困難と言われている。一方、当設備の故障は、給食センターの機能停止に繋がり、給食の提供が長期にわたり実施できないことが想定される。これらに対処するため、当設備に対する更新計画、代替給食による長期提供、一時的な外部業務委託など、種々の手法があるなかで、適切な対策を早急に検討されたい。

#### (水道課)

今年度、水道料金が 10%値下げされたため、市民の家計への影響は軽減されているほかに、 浄水場の運転管理を水処理専門会社に業務委託し、更に効率的な運転管理を行っているが、経 営環境は昨年以上に厳しくなっているため、建設改良積立金等の有効活用や業務の効率化等を より進め、今までの健全財政を維持していただきたい。